

滋賀県産業廃棄物 **3 R・循環経済促進** 事業費補助金交付要綱 新旧対照表

旧	新	備考
<p>名称「滋賀県産業廃棄物減量化支援事業費補助金」</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 知事は、循環型社会の形成に寄与するため、別表1に掲げる者が、産業廃棄物の発生抑制または資源化に係る事業のうち、別表2に掲げる事業を行う場合に要する経費に対し、産業廃棄物減量化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において「発生抑制」とは、原材料、製品等が産業廃棄物となることの抑制のことをいう。</p> <p>2 この要綱において「資源化」とは、「再使用」または「再生利用」を行い、産業廃棄物を資源として活用することをいう。</p>	<p>名称「滋賀県産業廃棄物 <b>3 R・循環経済促進</b> 事業費補助金交付要綱」</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 第1条 知事は、循環型社会 <b>および循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現</b> に寄与するため、別表1に掲げる者が、産業廃棄物の <b>3 R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）および再生利用（Recycle）に繋がる</b> 事業のうち、別表2に掲げる事業を行う場合に要する経費に対し、産業廃棄物 <b>3 R・循環経済促進</b> 事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>削除</p>	<p>補助金名の変更</p> <p>補助金名の変更に伴う表現の修正</p> <p>発生抑制および資源化については、3Rと言い換え、第1条において、簡潔に記載したため、削除する。</p>

第3条以下 省略 別表1 (第3条関係) 省略  別表2 (第4条関係)		第3条以下 省略 別表1 (第3条関係) 省略  別表2 (第4条関係)		対象事業の再整理による修正									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の区分</th> <th>補助対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発事業</td> <td>           次のいずれかに該当する研究開発事業。            (大学または研究機関との連携により行う場合を含む。)            ア 産業廃棄物の発生抑制または資源化を目的とする技術の研究開発            イ 産業廃棄物および産業廃棄物の再生品を使用する製品の研究開発            ウ 産業廃棄物の資源化を目的とするシステム構築の研究開発         </td> </tr> <tr> <td>施設整備事業</td> <td>           次の要件をすべて満たす施設整備事業。            ア 滋賀県内において、自らの産業活動に伴い排出する産業廃棄物の発生抑制または資源化の施設設備を整備し、活用するものであること。            イ 産業廃棄物の発生抑制または資源化の効果が高いと認められること。            ウ 公害発生の防止のための対策が講じられるとともに、当該施設整備に係る関係法令を遵守していること。         </td> </tr> </tbody> </table>	事業の区分	補助対象事業	研究開発事業		次のいずれかに該当する研究開発事業。 (大学または研究機関との連携により行う場合を含む。) ア 産業廃棄物の発生抑制または資源化を目的とする技術の研究開発 イ 産業廃棄物および産業廃棄物の再生品を使用する製品の研究開発 ウ 産業廃棄物の資源化を目的とするシステム構築の研究開発	施設整備事業	次の要件をすべて満たす施設整備事業。 ア 滋賀県内において、自らの産業活動に伴い排出する産業廃棄物の発生抑制または資源化の施設設備を整備し、活用するものであること。 イ 産業廃棄物の発生抑制または資源化の効果が高いと認められること。 ウ 公害発生の防止のための対策が講じられるとともに、当該施設整備に係る関係法令を遵守していること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の区分</th> <th>補助対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発事業</td> <td>           次の要件をすべて満たす研究開発事業。            (大学または研究機関との連携により行う場合を含む。)            ア <u>産業廃棄物の3Rを目的とする技術、製品の研究開発</u>            イ <u>先進的な取組であり、波及効果の高いものであること</u> </td> </tr> <tr> <td>施設整備事業</td> <td>           次の要件をすべて満たす施設整備事業。            ア <u>産業廃棄物の3Rに繋がる施設設備を整備し、活用するものであること</u>            イ <u>産業廃棄物の3Rの効果が高い事業または先進的な取組であること</u> </td> </tr> </tbody> </table>	事業の区分	補助対象事業	研究開発事業	次の要件をすべて満たす研究開発事業。 (大学または研究機関との連携により行う場合を含む。) ア <u>産業廃棄物の3Rを目的とする技術、製品の研究開発</u> イ <u>先進的な取組であり、波及効果の高いものであること</u>	施設整備事業
事業の区分	補助対象事業												
研究開発事業	次のいずれかに該当する研究開発事業。 (大学または研究機関との連携により行う場合を含む。) ア 産業廃棄物の発生抑制または資源化を目的とする技術の研究開発 イ 産業廃棄物および産業廃棄物の再生品を使用する製品の研究開発 ウ 産業廃棄物の資源化を目的とするシステム構築の研究開発												
施設整備事業	次の要件をすべて満たす施設整備事業。 ア 滋賀県内において、自らの産業活動に伴い排出する産業廃棄物の発生抑制または資源化の施設設備を整備し、活用するものであること。 イ 産業廃棄物の発生抑制または資源化の効果が高いと認められること。 ウ 公害発生の防止のための対策が講じられるとともに、当該施設整備に係る関係法令を遵守していること。												
事業の区分	補助対象事業												
研究開発事業	次の要件をすべて満たす研究開発事業。 (大学または研究機関との連携により行う場合を含む。) ア <u>産業廃棄物の3Rを目的とする技術、製品の研究開発</u> イ <u>先進的な取組であり、波及効果の高いものであること</u>												
施設整備事業	次の要件をすべて満たす施設整備事業。 ア <u>産業廃棄物の3Rに繋がる施設設備を整備し、活用するものであること</u> イ <u>産業廃棄物の3Rの効果が高い事業または先進的な取組であること</u>												

<p>販路開拓事業</p>	<p>次のいずれかに該当するリサイクル製品の販路開拓事業。  ア 研究開発事業もしくは施設整備事業で採択された事業において開発されたリサイクル製品の販路開拓を図り、産業廃棄物の発生抑制または資源化に寄与する事業  イ 滋賀県リサイクル認定製品の販路開拓を図り、産業廃棄物の発生抑制または資源化に寄与する事業</p>	<p>販路開拓事業</p>	<p>次のいずれかに該当するリサイクル製品・<u>技術</u>の販路開拓事業。  ア <u>過去の</u>研究開発事業<u>または</u>施設整備事業<u>によって開発または改良された</u>製品・<u>技術</u>の普及を図り、産業廃棄物の<u>3R</u>に寄与する事業  イ 滋賀県リサイクル認定製品の販路開拓を図り、産業廃棄物の<u>3R</u>に寄与する事業</p>	
---------------	---	---------------	--	--